

1.1 群馬県交通まちづくり戦略(群馬県地域公共交通計画※)とは

群馬県交通まちづくり戦略(群馬県地域公共交通計画※)とは20年後(2042年)の目指すべき将来像の実現に向け、まちづくりと連携した公共交通のあるべき姿を描き、公共交通とまちづくり、それぞれが担うべき役割や取組の方向性を明らかにするものです。

1.2 計画策定の背景(計画見直しのポイント)

地域公共交通活性化再生法の改正(令和2年11月)において、地域公共交通計画※の策定が努力義務化されました。本県では、地域公共交通計画※を新たに策定するのではなく、「群馬県交通まちづくり戦略(平成30年3月策定)」に、地域公共交通計画※で定められた法定事項を加えるとともに、本県の新・群馬県総合計画ビジョンに示される、「ニューノーマル※」、「DX※」、「2050年5つのゼロ宣言(自然災害死者『ゼロ』、温室効果ガス排出量『ゼロ』等)」や、移動の技術革新(CASE※時代の到来)などの公共交通を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行うこととしました。

見直しにあたっては、群馬県交通まちづくり戦略で不足する、「まちづくりと連携した公共交通のあるべき姿(マスタープラン)」を描き、市町村・交通事業者等との役割分担や評価指標についても明確にします。

※ 用語の意味は、巻末の用語解説をご覧ください。

1.3 計画対象区域

本計画の対象区域は県内全域とします。なお、まちづくりと一体となった計画とするため、まちづくりと連携した公共交通のあるべき姿（マスタープラン）については、都市計画区域マスタープランと同様に4つの広域圏※に分けて策定します。

※広域圏別市町村

[県央広域圏]

前橋市、高崎市、伊勢崎市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、玉村町

[東毛広域圏]

桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

[吾妻広域圏]

中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町

[利根・沼田広域圏]

沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町

【計画策定エリア】



図 1-1 計画区域

1.4 計画期間

本計画では、長期を見通したまちづくり計画との連携を視野に入れ、概ね 20 年後を展望した上で、計画期間を令和 5 年度（2023 年）から、令和 9 年度（2027 年）までの 5 年間とします。

1.5 計画の位置付け

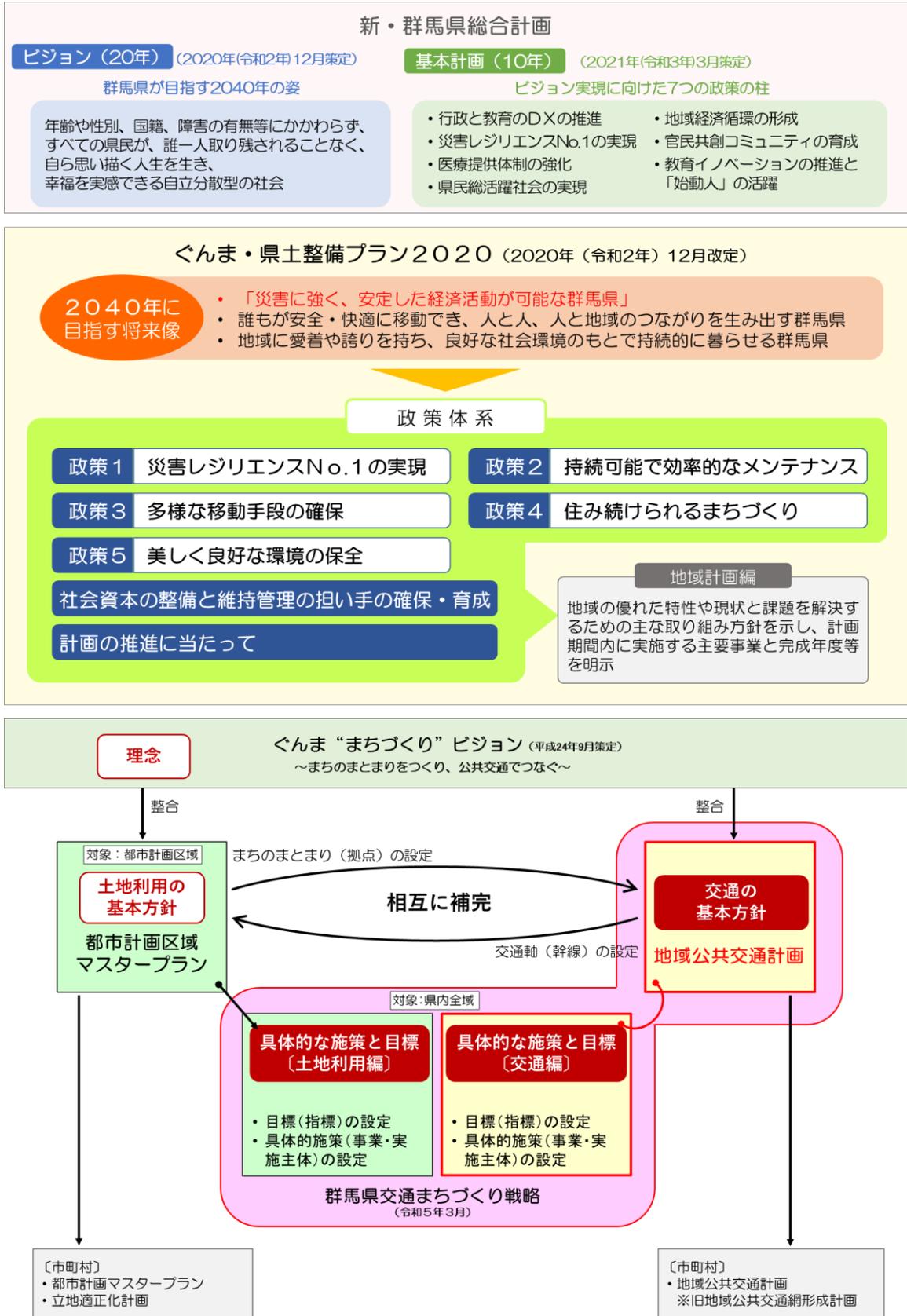


図 1-2 計画の位置付け